

空中給油機事故発生 欠陥給油機は配備してはならない

空中給油機事故

昨年2月、小牧基地に2機配備された空中給油機は、その導入からいわくつきのものであることはこのニュースでお伝えしてきたとおりです。

その空中給油機の2号機が、昨年12月12日、日本海上空での試験飛行中に給油ブームが格納できなくなり、給油ブームを出したまま岐阜基地へ緊急着陸し、その際に火災が発生するという事故を起こしました。防衛省の発表によると、給油ブームに接着してあった配線が剥がれ破断したのが原因ということですが、幸い、火災はすぐに消化され大事には至りませんでした。航空燃料を搭載している空中給油機が火災を起こせば大惨事になりかねず、私たちはこの事故を受け、ただちに小牧基地への申し入れを行うとともに、愛知県航空対策課に対して、質問状の提出と話し合いの場を持ちました。



損傷したKC767の2号機の給油管の先端部

愛知県航空対策課は空港の安全確保を

真剣に取り組むこと

紙面の都合でやり取りの全部は掲載できませんが、ポイントは以下の通りです。

(質問書と回答はHPに全文掲載しています)

Q 空中給油機の事故に対して、県としてはどのように安全確保を担保されるか？

A 安全性確保の責任は、一義的に防衛省にある。防衛省の説明以上に県として独自に確認することはできない(しない)

Q 空中給油機の日本海上空での試験飛行は「給油訓練」の際の事故。県は、小牧基地への空中給油機導入に際して、防衛局(旧防衛施設局)から、「輸送」と「教育」という基地の性格を越えるものではないという説明を受けられ、導入を容認したが、今回の事態を受けてその認識は変わらないか？

また、「空中給油輸送機」は本来、空中給油を主目的にするものであることから、基地の役割の変更、すなわち基地機能の強化に当たるといふ認識はあるか？

A 空中給油輸送機が導入された現在も、航空自衛隊の中で「輸送」と「教育」という役割には変更がないと確認されているので、新たに役割を担うもので

はないと認識している。また、空中給油輸送機については、空中給油という機能と輸送という機能を併せ持った航空機という説明を受けている。基地機能に変更はない。

Q 一昨年のF2の墜落事故の時には県のHPなどにも経過の説明をしたが、今回は県民に情報が公開されていない。記者会見やHPでの説明はしないのか。

A 事実ごとに検討しているので、今回はやらない

約1時間半の話し合いの中で、小牧基地の滑走路を設置・管理し、安全性を確保する責任を持つ県の姿勢は、終始責任逃れという印象を持ちました。事故の責任や航空機の安全性の問題の責任が一義的に防衛省にあるとしても、民間機が共用する小牧基地の滑走路を使う空中給油機の事故に対して、県が毅然とした態度で防衛省や自衛隊にその安全対策や再発防止など要求することは、県民の命と安全を守るという自治体の責務として当然なことです。ことあるごとに、「周辺の市町が…」「防衛省が…」という主語に「県は…」というのはいぞ聞いたことがあります。ここにも、言外に「外交防衛は国の専管事項」という意識がにじみ出ているように思います。県は、県民・周辺自治体の意向を十分の尊重

し、毅然とした態度で事に当たるべき、と強く申し入れました。

再び、周辺自治体から防衛省に申し入れ

その、周辺市町は、空中給油機事故の他にも、昨年引き続いて起こったC130輸送機の事故やトラブルの発生があったのを受けて、2月13日、一昨年に引き続き6項目の要望書を防衛省に提出しました。

要望項目

①自衛隊機に事故やトラブルが発生しないよう機材整備の徹底、パイロットの安全教育の徹底など万全の対策を講じらるたい。

②自衛隊機に事故やトラブルが発生した場合、その原因及び対策について地元の市町に報告をいただきたい。また、原因究明及びその対策が講じられるまでは、同型機種の運用を停止していただきたい。

③小牧基地については、航空自衛隊の構成に基づく航空支援集団及び航空教育集団として行う、航空輸送及び航空教育を中心とする業務を変えないようにされたい。

④自衛隊機の騒音影響を最小限に抑えるよう、飛行回数・飛行コース・高度・時間帯などについて見直しをされたい。

⑤県営名古屋空港においては、他基地所属の自衛隊機による定期的業務以外による利用及び米軍機の飛来などがないようにされたい。

⑥基地周辺住民の民生安定及び住環境の確保を図

る観点から、特定防衛施設整備調整給付金などの基地周辺対策の充実をされたい。

今回、①②④は新たに追加された項目です。一昨年のF2支援戦闘機の墜落事故を初め、イラクに派遣されていたC130輸送機の部品落下事故や滑走路での訓練中の事故など、事故の多発に対しての危機意識のほかにも、日常的に自衛隊機による訓練などで、騒音問題が深刻になっていることがわかります。直接被害を受ける周辺自治体が防衛省にこのような要望書を提出するのは、住民の生命・財産を守るという自治体の責任として評価されるべきことです。改めて、県の消極的な姿勢が明らかになってきたように思います。

空中給油機3号機配備反対

導入以後、相次ぐトラブルが発生している空中給油輸送機は、先の2機も合わせて4機体制で運用されます。3号機目は、これを書いている時点で岐阜基地まで来ています。(岐阜基地で点検をして小牧に配備、4号機は来年度)

言うまでもなく、空中給油機は、F15戦闘機、F2戦闘機やAWACS(早期警戒管制機)などに空中で給油することにより、戦闘機の航続距離が飛躍的に延び、燃料搭載の必要のない分、爆弾なども余分に搭載できるため、攻撃能力が飛躍的に高まります。米軍機への給油も大いに可能性があります。

「輸送」に関しても、C130輸送機よりも積載量

は2倍、航続距離も1.6倍という性能を持ちます。昨年、4月17日の名古屋高裁での航空自衛隊のイラクでの米軍の「後方支援活動」は違憲の判断が下されました。輸送基地として、常に派兵拠点として機能をしている小牧基地が新たな任務を備えた出撃基地となることを許さない、という思いで、今年も2月14日、『くるな「欠陥」給油機2・14大行進』で小牧基地周辺7キロを歩き、三菱重工業と小牧基地への申し入れを、また、3月7日には小牧基地への申し入れ行動を行いました。

(山本 みはぎ)



小牧基地正門前での申し入れ